

令和3年度	令和4年度	摘要
<p>1. 港湾漁港工事仕様書</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1-1-1-19 建設副産物</p> <p>7. 建設副産物情報交換システム</p> <p>受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-1-24 施工管理</p> <p>1-1-1-27 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月31日）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>	<p>1. 港湾漁港工事仕様書</p> <p>第1編 共通編 第1章 総則 第1節 総則</p> <p>1-1-1 適用</p> <p>1-1-1-19 建設副産物</p> <p>7. 建設副産物情報交換システム</p> <p>受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、<u>建設発生土を搬入</u>、または搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>1-1-1-24 施工管理</p> <p>10. 工事情報共有化</p> <p>受注者は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</p> <p>11. 不具合発生時の措置</p> <p>受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合にはその内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。</p> <p>1-1-1-27 工事中の安全確保</p> <p>1. 安全指針等の遵守</p> <p>受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。</p>	<p>道路・河川工事仕様書との整合</p>

令和3年度	令和4年度	摘要
<p>1-1-1-31 環境対策 6. 排出ガス対策型建設機械 (1) 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号)」に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>9. 特定調達品目 受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあつては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。))第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進しなければならない。</p> <p>(1) グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。</p> <p>なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意しなければならない。</p>	<p>1-1-1-31 環境対策 6. 排出ガス対策型建設機械 (1) 受注者は、工事の施工にあたり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正 法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和3年2月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環第6号)」に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。</p> <p>トンネル工用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>9. 特定調達品目 受注者は、資材(材料及び機材を含む)、工法、建設機械または目的物の使用にあつては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(令和3年5月改正法律第36号。「グリーン購入法」という。))第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進しなければならない。</p> <p>(1) グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。</p> <p>なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。</p> <p>(2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意しなければならない。</p>	

令和3年度	令和4年度	摘要
<p>1-1-1-33 交通安全管理 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>14. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正 政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>1-1-1-33 交通安全管理 5. 交通安全法令の遵守 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年6月改正 内閣府・国土交通省令第2号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>14. 通行許可 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正 政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和3年6月改正 政令第172号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正 法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	

令和3年度	令和4年度	摘要
<p>1-1-1-35 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会計法（令和元年 5月改正 法律第 16号） (2) 建設業法（令和元年 6月改正 法律第 37号） (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年 6月改正 法律第 51号） (4) 労働基準法（令和2年 3月改正 法律第 14号） (5) 労働安全衛生法（令和元年 6月改正 法律第 37号） (6) 作業環境測定法（令和元年 6月改正 法律第 37号） (7) じん肺法（平成30年 7月改正 法律第 71号） (8) 雇用保険法（令和2年 6月改正 法律第 54号） (9) 労働者災害補償保険法（令和2年 6月改正 法律第 40号） (10) 健康保険法（令和2年 6月改正 法律第 52号） (11) 中小企業退職金共済法（令和2年 6月改正 法律第 40号） (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年 3月改正 法律第 14号） (13) 出入国管理及び難民認定法（令和元年12月改正 法律第63号） (14) 道路法（令和2年 6月改正 法律第 49号） (15) 道路交通法（令和2年 6月改正 法律第 52号） (16) 道路運送法（令和2年 6月改正 法律第 36号） (17) 道路運送車両法（令和2年 3月改正 法律第 5号） (18) 砂防法（平成25年11月改正 法律第 76号） (19) 地すべり等防止法（平成29年 6月改正 法律第 45号） (20) 河川法（平成29年 6月改正 法律第 45号） (21) 海岸法（平成30年12月改正 法律第 95号） (22) 港湾法（令和2年 6月改正 法律第 37号） (23) 港則法（平成29年 6月改正 法律第 55号） (24) 水路業務法（平成30年12月改正 法律第 95号） (25) 漁港漁場整備法（平成30年12月改正 法律第 95号） (26) 下水道法（平成27年 5月改正 法律第 22号） (27) 航空法（令和2年 6月改正 法律第 38号） (28) 公有水面埋立法（平成26年 6月改正 法律第 51号） (29) 軌道法（令和2年 6月改正 法律第 41号） (30) 森林法（令和2年 6月改正 法律第 41号） (31) 環境基本法（平成30年 6月改正 法律第 50号） (32) 火薬類取締法（令和元年 6月改正 法律第 37号） (33) 大気汚染防止法（令和2年 6月改正 法律第 39号） (34) 騒音規制法（平成26年 6月改正 法律第 72号） (35) 水質汚濁防止法（平成29年 6月改正 法律第 45号） (36) 湖沼水質保全特別措置法（平成26年 6月改正 法律第 72号） (37) 振動規制法（平成26年 6月改正 法律第 72号） (38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年 6月改正 法律第 37号） (39) 文化財保護法（令和230年 6月改正 法律第 41号） (40) 砂利採取法（平成27年 6月改正 法律第 50号） (41) 電気事業法（令和2年 6月改正 法律第 49号） (42) 消防法（平成30年 6月改正 法律第 67号） (43) 測量法（令和元年 6月改正 法律第 37号） (44) 建築基準法（令和2年 6月改正 法律第 43号） 	<p>1-1-1-35 諸法令の遵守 1. 諸法令の遵守 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。 なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 会計法（令和元年 5月改正 法律第 16号） (2) 建設業法（令和3年 5月改正 法律第 48号） (3) 下請代金支払遅延等防止法（平成21年 6月改正 法律第 51号） (4) 労働基準法（令和2年 3月改正 法律第 14号） (5) 労働安全衛生法（令和元年 6月改正 法律第 37号） (6) 作業環境測定法（令和元年 6月改正 法律第 37号） (7) じん肺法（平成30年 7月改正 法律第 71号） (8) 雇用保険法（令和3年 6月改正 法律第 58号） (9) 労働者災害補償保険法（令和2年 6月改正 法律第 40号） (10) 健康保険法（令和3年 6月改正 法律第 66号） (11) 中小企業退職金共済法（令和2年 6月改正 法律第 40号） (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（令和2年 3月改正 法律第 14号） (13) 出入国管理及び難民認定法（令和3年 6月改正 法律第 69号） (14) 道路法（令和3年 3月改正 法律第 49号） (15) 道路交通法（令和2年 6月改正 法律第 52号） (16) 道路運送法（令和2年 6月改正 法律第 36号） (17) 道路運送車両法（令和3年 5月改正 法律第 37号） (18) 砂防法（平成25年11月改正 法律第 76号） (19) 地すべり等防止法（平成29年 6月改正 法律第 45号） (20) 河川法（令和3年 5月改正 法律第 31号） (21) 海岸法（平成30年12月改正 法律第 95号） (22) 港湾法（令和2年 6月改正 法律第 37号） (23) 港則法（令和3年 6月改正 法律第 53号） (24) 水路業務法（平成30年12月改正 法律第 95号） (25) 漁港漁場整備法（平成30年12月改正 法律第 95号） (26) 下水道法（令和3年 5月改正 法律第 31号） (27) 航空法（令和3年 6月改正 法律第 65号） (28) 公有水面埋立法（平成26年 6月改正 法律第 51号） (29) 軌道法（令和2年 6月改正 法律第 41号） (30) 森林法（令和2年 6月改正 法律第 41号） (31) 環境基本法（令和3年 5月改正 法律第 36号） (32) 火薬類取締法（令和元年 6月改正 法律第 37号） (33) 大気汚染防止法（令和2年 6月改正 法律第 39号） (34) 騒音規制法（平成26年 6月改正 法律第 72号） (35) 水質汚濁防止法（平成29年 6月改正 法律第 45号） (36) 湖沼水質保全特別措置法（平成26年 6月改正 法律第 72号） (37) 振動規制法（平成26年 6月改正 法律第 72号） (38) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年 6月改正 法律第 37号） (39) 文化財保護法（令和3年 4月改正 法律第 22号） (40) 砂利採取法（平成27年 6月改正 法律第 50号） (41) 電気事業法（令和2年 6月改正 法律第 49号） (42) 消防法（令和3年 5月改正 法律第 36号） (43) 測量法（令和元年 6月改正 法律第 37号） (44) 建築基準法（令和3年 5月改正 法律第 44号） 	

令和3年度	令和4年度	摘要
<p>(45) 都市公園法 (平成29年 5月改正 法律第 26号)</p> <p>(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年 6月改正 法律第 55号)</p> <p>(47) 土壌汚染対策法 (平成29年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(48) 駐車場法 (平成29年 5月改正 法律第 26号)</p> <p>(49) 海上交通安全法 (平成28年 5月改正 法律第 42号)</p> <p>(50) 海上衝突予防法 (平成15年 6月改正 法律第 63号)</p> <p>(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和元年 5月改正 法律第 18号)</p> <p>(52) 船員法 (平成30年 6月改正 法律第 41号)</p> <p>(53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年 6月改正 法律第 59号)</p> <p>(54) 船舶安全法 (平成29年 5月改正 法律第 41号)</p> <p>(55) 自然環境保全法 (平成31年 4月改正 法律第 20号)</p> <p>(56) 自然公園法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成27年 9月改正 法律第 66号)</p> <p>(59) 河川法施行法 抄 (平成11年12月改正 法律第160号)</p> <p>(60) 技術士法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(61) 漁業法 (令和元年 5月改正 法律第 1号)</p> <p>(62) 空港法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(63) 計量法 (平成26年 6月改正 法律第 69号)</p> <p>(64) 厚生年金保険法 (令和2年 6月改正 法律第 40号)</p> <p>(65) 航路標識法 (平成28年 5月改正 法律第 42号)</p> <p>(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年 6月改正 法律第 69号)</p> <p>(67) 最低賃金法 (平成24年 4月改正 法律第 27号)</p> <p>(68) 職業安定法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(69) 所得税法 (令和元年 6月改正 法律第 28号)</p> <p>(70) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第 95号)</p> <p>(71) 船員保険法 (令和2年 6月改正 法律第 52号)</p> <p>(72) 著作権法 (令和2年 6月改正 法律第 49号)</p> <p>(73) 電波法 (令和2年 4月改正 法律第 23号)</p> <p>(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和2年 3月改正 法律第 14号)</p> <p>(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和2年 3月改正 法律第 14号)</p> <p>(76) 農業取締法 (令和元年 12月改正 法律第 62号)</p> <p>(77) 毒物及び劇物取締法 (平成30年 6月改正 法律第 66号)</p> <p>(78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年 5月改正 法律第 41号)</p> <p>(79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年 6月改正 法律第 35号)</p> <p>(80) 警備業法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年 6月改正 法律第 42号)</p> <p>(83) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 (平成26年 6月改正 法律第 69号)</p> <p>(84) 特許法 (令和元年 5月改正 法律第 3号)</p> <p>(85) 都市計画法 (平成30年 4月改正 法律第 22号)</p>	<p>(45) 都市公園法 (平成29年 5月改正 法律第 26号)</p> <p>(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (令和3年 5月改正 法律第 37号)</p> <p>(47) 土壌汚染対策法 (平成29年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(48) 駐車場法 (平成29年 5月改正 法律第 26号)</p> <p>(49) 海上交通安全法 (令和3年 6月改正 法律第 53号)</p> <p>(50) 海上衝突予防法 (平成15年 6月改正 法律第 63号)</p> <p>(51) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (令和3年 5月改正 法律第 43号)</p> <p>(52) 船員法 (令和3年 6月改正 法律第 75号)</p> <p>(53) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成30年 6月改正 法律第 59号)</p> <p>(54) 船舶安全法 (令和3年 5月改正 法律第 43号)</p> <p>(55) 自然環境保全法 (平成31年 4月改正 法律第 20号)</p> <p>(56) 自然公園法 (令和3年 5月改正 法律第 29号)</p> <p>(57) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (令和3年 5月改正 法律第 37号)</p> <p>(58) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (令和3年 5月改正 法律第 36号)</p> <p>(59) 河川法施行法 抄 (平成11年12月改正 法律第160号)</p> <p>(60) 技術士法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(61) 漁業法 (令和3年 5月改正 法律第 47号)</p> <p>(62) 空港法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(63) 計量法 (平成26年 6月改正 法律第 69号)</p> <p>(64) 厚生年金保険法 (令和3年 6月改正 法律第 66号)</p> <p>(65) 航路標識法 (令和3年 6月改正 法律第 53号)</p> <p>(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年 6月改正 法律第 69号)</p> <p>(67) 最低賃金法 (平成24年 4月改正 法律第 27号)</p> <p>(68) 職業安定法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(69) 所得税法 (令和3年 5月改正 法律第 37号)</p> <p>(70) 水産資源保護法 (平成30年12月改正 法律第 95号)</p> <p>(71) 船員保険法 (令和3年 6月改正 法律第 66号)</p> <p>(72) 著作権法 (令和3年 6月改正 法律第 52号)</p> <p>(73) 電波法 (令和3年 3月改正 法律第 19号)</p> <p>(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和2年 3月改正 法律第 14号)</p> <p>(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和3年 6月改正 法律第 58号)</p> <p>(76) 農業取締法 (令和元年 12月改正 法律第 62号)</p> <p>(77) 毒物及び劇物取締法 (平成30年 6月改正 法律第 66号)</p> <p>(78) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成29年 5月改正 法律第 41号)</p> <p>(79) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (令和元年 6月改正 法律第 35号)</p> <p>(80) 警備業法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(81) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和3年 5月改正 法律第 37号)</p> <p>(82) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年 6月改正 法律第 42号)</p> <p>(83) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律 (平成26年 6月改正 法律第 69号)</p> <p>(84) 特許法 (令和元年 5月改正 法律第 3号)</p> <p>(85) 都市計画法 (平成30年 4月改正 法律第 22号)</p>	

令和3年度	令和4年度	摘要																																			
<p>1-1-1-41 保険の付保及び事故の補償</p> <p>4. 補償 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>5. 建設業退職金共済制度の履行 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。 また、工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。</p> <p>第1編 共通編 第2章 土工 第4節 道路土工 1-2-4-1 一般事項 15. 伐開除根作業範囲 受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表1-2-3に従い施工しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-2-3 伐開除根作業</p> <table border="1" data-bbox="235 799 916 994"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒木</th> <th>古 根 株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高1mを超える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td>除去</td> <td>根元で切り取る</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高1m以下の場合</td> <td>根からすき取る</td> <td>〃</td> <td>抜根除去</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第5節 現場練りコンクリート 1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ 3. 練混ぜ (2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p> <p>第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第6節 運搬・打設 1-3-6-5 締固め</p>	区 分	種 別				雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木	盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左	盛土高1m以下の場合	根からすき取る	〃	抜根除去	〃	<p>1-1-1-41 保険の付保及び事故の補償</p> <p>4. 法定外の労災保険の付保 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p> <p>5. 補償 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。</p> <p>6. 建設業退職金共済制度の履行 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（発注者用）を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内（電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内）に、発注者に提出しなければならない。 また、工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督職員に提示しなければならない。</p> <p>第1編 共通編 第2章 土工 第4節 道路土工 1-2-4-1 一般事項 15. 伐開除根作業範囲 受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表1-2-3に従い施工しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">表1-2-3 伐開除根作業</p> <table border="1" data-bbox="1070 799 1751 994"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="4">種 別</th> </tr> <tr> <th>雑草・ささ類</th> <th>倒木</th> <th>古 根 株</th> <th>立木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛土高1mを超える場合</td> <td>地面で刈り取る</td> <td rowspan="2">除去</td> <td rowspan="2">抜根除去</td> <td rowspan="2">同左</td> </tr> <tr> <td>盛土高1m以下の場合</td> <td>根からすき取る</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第4節 道路土工 1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ 3. 練混ぜ (2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2（コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法）及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p> <p>第1編 共通編 第3章 無筋・鉄筋コンクリート 第6節 運搬・打設 1-3-6-5 締固め 4. 狭隘・過密鉄筋箇所における締固め 狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたパイプレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工前に施工計画書に記載しなければならない。</p>	区 分	種 別				雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木	盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左	盛土高1m以下の場合	根からすき取る	
区 分		種 別																																			
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木																																	
盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左																																	
盛土高1m以下の場合	根からすき取る	〃	抜根除去	〃																																	
区 分	種 別																																				
	雑草・ささ類	倒木	古 根 株	立木																																	
盛土高1mを超える場合	地面で刈り取る	除去	抜根除去	同左																																	
盛土高1m以下の場合	根からすき取る																																				

令和3年度	令和4年度	摘要																												
<p>第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第8節 一般瀝青材料 2-2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正 政令第1号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-2-26再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1" data-bbox="259 555 943 834"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度 (60℃) mm²/S</td> <td>80～1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 °C</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加後の粘度比 (60℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>-3～+3</td> </tr> <tr> <td>密 度 (15℃) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組 成 分 析</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³とすることが望ましい。</p> <p>第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第12節 道路標識及び区画線 2-2-12-1 道路標識 標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。 (1) 標示板 JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板）</p> <p>第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第13節 その他 2-2-13-2 合成樹脂製品 合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。 JIS C 8430（硬質塩化ビニル電線管）</p>	項 目	標準的性状	動 粘 度 (60℃) mm ² /S	80～1,000	引 火 点 °C	250以上	薄膜加後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	-3～+3	密 度 (15℃) g/cm ³	報告	組 成 分 析	報告	<p>第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第8節 一般瀝青材料 2-2-8-3 再生用添加剤 再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年12月改正 政令第34号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。</p> <p style="text-align: center;">表2-2-26再生用添加剤の標準的性状</p> <p>プラント再生用</p> <table border="1" data-bbox="1106 555 1789 834"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動 粘 度 (60℃) mm²/S</td> <td>80～1,000</td> </tr> <tr> <td>引 火 点 °C</td> <td>250以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加後の粘度比 (60℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td>-3～+3</td> </tr> <tr> <td>密 度 (15℃) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組 成 分 析</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため0.95g/cm³以上とすることが望ましい。</p> <p>第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第12節 道路標識及び区画線 2-2-12-1 道路標識 標示板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。 (1) 標示板 JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板及び金属帯）</p> <p>第2編 材料編 第2章 土木工事材料 第13節 その他 2-2-13-2 合成樹脂製品 合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。 JIS C 8430（硬質ポリ塩化ビニル電線管）</p>	項 目	標準的性状	動 粘 度 (60℃) mm ² /S	80～1,000	引 火 点 °C	250以上	薄膜加後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	-3～+3	密 度 (15℃) g/cm ³	報告	組 成 分 析	報告	
項 目	標準的性状																													
動 粘 度 (60℃) mm ² /S	80～1,000																													
引 火 点 °C	250以上																													
薄膜加後の粘度比 (60℃)	2以下																													
薄膜加熱質量変化率 %	-3～+3																													
密 度 (15℃) g/cm ³	報告																													
組 成 分 析	報告																													
項 目	標準的性状																													
動 粘 度 (60℃) mm ² /S	80～1,000																													
引 火 点 °C	250以上																													
薄膜加後の粘度比 (60℃)	2以下																													
薄膜加熱質量変化率 %	-3～+3																													
密 度 (15℃) g/cm ³	報告																													
組 成 分 析	報告																													

令和3年度			令和4年度			摘要
第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第1節 総則 3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等 7. 段階確認の臨場			第3編 土木工事共通編 第1章 総則 第1節 総則 3-1-1-4 監督職員による確認及び立会等 7. 段階確認の臨場			
表3-1-1 段階確認一覧表			表3-1-1 段階確認一覧表			
種別	細別	確認時期	種別	細別	確認時期	
置換工(重要構造物)		掘削完了時	置換工(重要構造物)		掘削完了時	
築堤・護岸工		法線設置完了時	築堤・護岸工		法線設置完了時	
砂防堰堤		法線設置完了時	砂防堰堤		法線設置完了時	
護岸工	法覆工(覆土工がある場合)	覆土前	護岸工	法覆工(覆土工がある場合)	覆土前	
	基礎工・根固工	設置完了時		基礎工・根固工	設置完了時	
重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前	重要構造物 函渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) R C躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工 R C擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時 床掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前	
躯体工 R C躯体工		杓座の位置決定時	躯体工 R C躯体工		杓座の位置決定時	
床版工		鉄筋組立て完了時	床版工		鉄筋組立て完了時	
鋼橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)	鋼橋		仮組立て完了時(仮組立てが省略となる場合を除く)	
ポストテンションT(1)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立て完了時 (工場製作除く)	ポストテンションT(1)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時 プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時 PC鋼線・鉄筋組立て完了時 (工場製作除く)	
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	地覆工 橋梁用高欄工		鉄筋組立て完了時	
トンネル支保工		支保工完了時 (保工変毎)	トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	
トンネル覆工		コンクリート打設前	トンネル支保工		支保工完了時 (保工変毎)	
		コンクリート打設後	トンネル覆工		コンクリート打設前	
トンネルインバート		鉄筋組立て完了時	トンネル覆工		コンクリート打設後	
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	トンネルインバート		鉄筋組立て完了時	
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	
	現場溶接工	溶接前		鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	
		溶接完了時		現場溶接工	溶接前	
現場塗装工	塗装前	塗装完了時		現場溶接工		溶接完了時
	塗装完了時		現場塗装工		塗装前	
ダム工	各工事ごと別途定める		現場塗装工		塗装完了時	
ダム工	各工事ごと別途定める		ダム工	各工事ごと別途定める		

令和3年度	令和4年度	摘要
<p>第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説 (平成28年 3月) 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (平成24年 4月) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (平成24年 4月)</p> <p>第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 3-2-3-2 材 料 4. 路側防護柵工の材料 (7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合 (支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む) において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。 ① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所 ② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所 ③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</p> <p>5. 亜鉛めっき地肌のままの材料 (2) 受注者は、めっきの付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ55) の550g/m² (片面の付着量) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく2種 (HDZ35) の350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p> <p>6. 視線誘導標の形状及び性能 ⑤ 亜鉛めっき地肌の場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の350g/m² (片面の付着量) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。</p> <p>3-2-3-6 小型標識工 15. 溶融亜鉛めっきの基準 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450 g/m²以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p> <p>3-2-3-7 防止柵工 3. 亜鉛めっき地肌の基準 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZ35) の 350g/m² (片面付着量) 以上となるよう施工しなければならない。</p>	<p>第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第2節 適用すべき諸基準 日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧 (令和3年 3月) 日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧 (令和3年10月) 建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針 (換気技術の設計及び粉じん等の測定) (令和3年 4月)</p> <p>第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第3節 共通の工種 3-2-3-2 材 料 4. 路側防護柵工の材料 (7) 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。 ① 凍結防止剤を散布する区間 ② 交通量が非常に多い期間 ③ 海岸に近接する区間 (飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など) ④ 温泉地帯など ⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所</p> <p>5. 亜鉛めっき地肌のままの材料 (2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT77) の77μm (膜厚) 以上とし、その他の部材 (ケーブルは除く) の場合は同じく (HDZT49) の49μm膜厚) 以上としなければならない。</p> <p>6. 視線誘導標の形状及び性能 ⑤ 亜鉛めっき地肌の場合 受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT49) の49μm (膜厚) 以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。</p> <p>3-2-3-6 小型標識工 15. 溶融亜鉛めっきの基準 受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT77) の77μm (膜厚) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZT63) 63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZT49) 49μm (膜厚) 以上としなければならない。</p> <p>3-2-3-7 防止柵工 3. 亜鉛めっき地肌の基準 塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきを JIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種 (HDZT49) の 49μm (膜厚) 以上となるよう施工しなければならない。</p>	

令和3年度	令和4年度	摘要
<p>3-2-3-15 PCホロースラブ製作工</p> <p>1. 円筒型枠の施工 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。</p> <p>3-2-3-25 銘板工</p> <p>3. 橋歴板記載事項 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。</p> <p>第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第4節 基礎工</p> <p>3-2-4-4 既製杭工</p> <p>13. 既製コンクリート杭の施工 既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 (1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規格によらなければならない。 (2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。 (3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規定による。</p> <p>14. 杭支持層の確認・記録 受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）7施工7.4くいの施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用い</p> <p>第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工</p> <p>3-2-6-6 橋面防水工</p> <p>4. 橋面防水工の施工 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 付表 付-3 コンクリートの耐久性向上対策 3-4 アルカリシリカ反応抑制対策（土木構造物）実施要領 3. 体部からのアルカリの影響について</p>	<p>3-2-3-15 PCホロースラブ製作工</p> <p>1. 円筒型枠の施工 受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。</p> <p>3-2-3-25 銘板工</p> <p>3. 橋歴板記載事項 受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の完了年月を記入しなければならない。</p> <p>第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第4節 基礎工</p> <p>3-2-4-4 既製杭工</p> <p>13. 既製コンクリート杭の施工 既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。 (1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規格によらなければならない。 (2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。 (3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規定による。</p> <p>受注者は、杭の施工を行うにあたり、JIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）7施工7.4くいの施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式または、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。 また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むにあたり、孔底沈殿物（スライム）を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。</p> <p>第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 第6節 一般舗装工</p> <p>3-2-6-6 橋面防水工</p> <p>4. 橋面防水工の施工 受注者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第3編3-2-6-7アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 付表 付-3 コンクリートの耐久性向上対策 3-4 アルカリシリカ反応抑制対策（土木構造物）実施要領 3. 外部からのアルカリの影響について</p>	<p>誤謬の修正</p>